

国会における臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律 に関する主な質疑について

(※ 衆議院本会議及び参議院本会議における中間報告より抜粋)

○親族への優先提供について

- ・公平性の確保という臓器移植法の基本理念に反するのではないかとの意見に対しては、臓器移植を待っている身内の方がいる場合、その身内に臓器を提供したいという気持ちにも配慮すべきとの観点から、その範囲を親子と配偶者に限定しつつ、親族への優先提供を認めることとしたとの答弁。(5ページ参照)

○小児からの臓器提供について

- ・虐待を受けて脳死となった児童からの臓器摘出を防ぐ手立てをどうするのかとの質疑に対し、主治医による診察等である程度の防止が図られるが、外部機関への委託等を含めた検査の仕組みも考えられるとの答弁。(5ページ参照)

○意思不明者からの臓器提供について

- ・本人の生前の意思が不明であっても家族の承諾で臓器移植を可能とすることとした理由は何かとの質疑に対し、身近な家族が本人の意思をそんたくすることが本人の意思の尊重につながるものであり、諸外国の立法例でも多くの国が家族の承諾で臓器移植を可能としていることから、そのような仕組みにしたとの答弁。(5ページ参照)
 - ・本人の意思が不明の場合に遺族の承諾による臓器提供を認めるのはなぜかとの質疑に対しては、臓器提供数が少ない状況で海外渡航移植や生体間移植が行われているという現状がある一方で、最近の世論調査の結果等から、家族の承諾で脳死判定、臓器移植ができるということについて国民の理解が広がっていると考えられるとの答弁。
- (10ページ参照)

○脳死を人の死とすることについて

- ・脳死を人の死とすることに社会的合意ができているのかとの質疑に対して、平成四年の脳死臨調の最終答申において、脳死を人の死とすることについてはおおむね合意が得られており、新聞社の世論調査の結果においても、脳死を人の死と判定してよいとの回答が約六割に達しているとの答弁。(4ページ参照)

- ・「脳死した者の身体」を定義した条文を改正して脳死を人の死と法律で規定しているのではないかとの指摘に対し、法的脳死判定は臓器移植を行う場合に限定されており、法的脳死判定については本人または家族が拒否できる仕組みとなっているとの答弁。

(4~5ページ参照)

- ・第六条第二項の脳死した者の身体の定義において、「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって」との文言を削除したのはなぜかとの質疑に対し、脳死は人の死であることについておおむね社会的に受容されているとする脳死臨調の最終答申や近年のアンケート調査の結果を踏まえ、脳死は一般に人の死であるとの考え方を前提に、この考え方によりふさわしい表現となるよう文言を削除したとの答弁。(10ページ参照)

○その他の事項について (10ページ参照)

- ・第六条第二項の脳死した者の身体の定義の変更が実際に臓器移植にかかる家族に与える影響
- ・子どもの意思表示と親の代諾について子どもの年齢に応じたきめ細やかな対応が図られる必要性
- ・被虐待児からの臓器提供を防止する方策
- ・長期脳死事例に対する認識
- ・臓器提供者の家族に対する心のケアの重要性
- ・臓器移植に関して知的障害者等の権利が侵害されないようにすることの重要性
- ・生体移植に関する法整備の必要性

等

り承諾した場合を加える等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、移植のための臓器摘出の要件について、本人が生前に書面によって臓器の提供意思を表示している場合に加え、本人が書面によって臓器の提供を拒否する意思を表示している以外の場合であつて、遺族が書面により承諾している場合

とすること、

第二に、本人が臓器提供の意思を表示する場合において、親族に対して優先的に臓器を提供する意思を表示することができる」と

等であります。

次に、石井君提出案についてであります。

石井君提出案は、移植のための臓器の提供及び脳死判定に従う意思について、十二歳以上の者が意思表示を行うことができる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、死亡した者が生存中、移植のために臓器を提供する意思を十二歳に達した後に書面により表示した場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が拒まないときまたは遺族がないときは、医師は、臓器を死体から摘出することができることとす

る旨の告知を受けた

金田君提出案は、臓器等の移植が、人権の保障等に重大な影響を与える可能性があることにかん

がみ、脳死の定義を改正し、脳死判定を開始することができる要件を明記するとともに、組織移植及び生体からの臓器移植の規制を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、脳死の定義を「脳幹を含む脳全体のすべての機能が不可逆的に喪失すること」に改める」とこと、

第二に、組織の移植については、「脳死を除き、死亡した者が生存中に、組織を提供する意思を書面により表示している場合であつて、遺族がこれ

を拒まないとき等にできるものとする」とこと、

第三に、生体の臓器移植については、「移植対象者の配偶者または二親等以内の血族が臓器を提供する意思を書面により表示している場合であつて、所要の基準を満たした病院等が承認するとき

にできるもの」とすること、

第四に、「子供についての臓器等の移植については、専門家その他広く国民の意見を求めてつ検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする」とこと

等であります。

最後に、根本君提出案についてであります。

根本君提出案は、小児の臓器移植を可能とするため、十五歳未満の者について、その死体からの臓器の摘出及び脳死判定に係る要件を新たに設ける等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、十五歳未満の者について、本人が臓器の提供を拒否していない場合であつて、遺族がこれを書面により承諾し、かつ、臓器の摘出等が行

われる病院等において、遺族による虐待が行われた疑いがあること等の移植医療の適正を害するお

それのある事実がない旨の確認がされている場合、医師は、臓器を摘出することができるものとすること、

次に、審査通過の概要について申し上げます。

中山君提出案及び石井君提出案は、第百六十四回国会に提出され、第百六十六回国会の平成十九年六月二十日に提出者中山太郎君及び斎藤鉄天君からそれぞれ提案理由の説明を聴取しました。また、金田君提出案は、第百六十八回国会に提出され、第百六十九回国会の平成二十年五月九日に提出者阿部知子君から提案理由の説明を聴取しました。

これら三案については、第百六十六回国会から今国会まで、本委員会のもとに設置されました

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会において、参考人から意見聴取及び質疑等が行われてきました。

小委員会におきましては、医療界、法曹界、宗教界の方々のほか、移植を受けられた方、御家族の臓器を提供された方、お子様が長期の脳死状態となつた方、さらには、世界保健機関の移植医療の担当者といった幅広い分野の方々を参考人としてお招きし、我が国における移植医療の現状、移

植医療の評価、小児患者への移植に関する諸課題、臓器提供の意思表示年齢引き下げの是非、被

虐待児からの臓器の摘出の防止策、脳死を人の死とする社会的合意の有無、親族に対する優先提供の是非、移植ツーリズムの削減に向けた国際的動向等に関する、さまざまな御意見を伺いました。

本委員会におきましては、今国会の平成二十一年五月二十二日に三ツ林小委員長から小委員会にておこなわれた審査の経過及び論点等の中間報告を聽取いたしましたが、その内容につきましては、お手元の配付資料を御参照ください。また、同日、今国会に提出された根本君提出案について、提出者根本君から提案理由の説明を聴取しました。その後、五月二十七日及び六月五日など、各案について、提出者及び政府に対する質疑を行つとともに、五日については委員からの発言が行われました。

次に、審査通過の概要について申し上げます。

中山君提出案について、参考人から意見聴取及び質疑等が行われてきました。

本庄君から提案理由の説明を聴取しました。その後、五月二十七日及び六月五日など、各案について、提出者及び政府に対する質疑を行つとともに、五日については委員からの発言が行われました。

次に、各案についての質疑の概要について申し上げます。

中山君提出案についてでありますが、脳死を人の死とすることに社会的合意ができるのかとの質疑に対しては、平成四年の脳死改訂の最終答申において、脳死を人の死とすることについてはおおむね合意が得られており、新聞社の世論調査の結果においても、脳死を人の死と判定してよいとの回答が約六割に達しているとの答弁がありました。

また、中山君提出案では、「脳死した者の身体」を定義した条文を改正して脳死を人の死と法律で規定しているのではないかとの指摘に対しては、